平成２９年（フ）第２９号
熊本県玉名市築地1179番地
債務者　高木加津代
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第９９８号
愛知県海部郡大治町大字東條字砂島20番地　ビラ砂島Ｂ－303号
債務者　香川　洋一
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１５６号
愛知県北名古屋市九之坪松本12番地　コーポたつみ８号、従前の住所仙台市青葉区宮町４－５－33　サンライズマンション103号
債務者　勅使河原悠紀
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４２号
兵庫県川西市加茂２丁目14番７－302号、従前の住所兵庫県川西市東久代２丁目11番７号
債務者　桃平　尚子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
山口県周南市大字徳山5387番地の39　メゾンＤ＆Ｃ302号
債務者　森重美千代
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第２７号
山口県大島郡周防大島町大字西屋代2608番地４
債務者　草野　巨樹
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第１５０号
福岡県久留米市国分町６番地80
債務者　馬場　裕一
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１８５号
沖縄県糸満市字兼城340番地　県営住宅浜川団地２号棟601号
債務者　池原　勝子
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２０８号
沖縄県糸満市字糸満1449番地の３　住宅型有料老人ホーム　かじまやぁぬ花
債務者　今岡美佐子
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２２０号
沖縄県那覇市松川１丁目９番19号　２階
債務者　杉浦　健治
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１０２５号
名古屋市東区泉２丁目22－20　ｉｚｕｍｉ501、住民票上の住所愛知県愛西市宮地町大縄場1341番地１の５
債務者　阿部　　航
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７７号
神戸市北区ひよどり台５丁目７番地市営ひよどり台住宅61－303号
債務者　金岡弘之こと　金　　弘之
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５８６号
神戸市北区泉台４丁目13番地の14、従前の住所神戸市垂水区名谷町1949番地の１　リブコートオリジン1706号
債務者　藤崎　愛理
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５９９号
神戸市中央区栄町通５丁目２番16－1001号
債務者　平岡　豊光
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６０３号
神戸市東灘区青木２丁目11番12号広和ハイツ303号
債務者　宮崎嘉代子
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６１４号
神戸市垂水区山手３丁目１番14号　カーサ山手１号
債務者　浦田　　了
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７０号
沖縄県那覇市首里大名町２丁目９番地９
債務者　國仲　義男
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部